

「ひがしかぐら健康くらぶ」会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、登録会員と東神楽町（以下、「事務局」といいます。）との間で、事務局または、その委託先が提供する「ひがしかぐら健康くらぶ」サービス及びこれに付随する各種サービスをご利用いただくための利用の条件を定めるものです。

## 第1章 総則

（定義）

第1条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

- （1） 本サービス 第3条に定めるサービス（本規約の定めに基づき当該サービスが変更された場合には変更後のサービス）をいいます。
- （2） サービスシステム 事務局の管理下において本サービスの提供のために構築されているコンピュータシステムをいいます。
- （3） 登録情報 登録会員がサービスシステムに登録した情報をいいます。
- （4） 登録情報の更新 登録会員が登録情報を変更することをいいます。
- （5） 測定機器 登録会員が、本サービスで用いるために準備した、事務局が指定する体重計、体組成計その他の身体データを計測するための機器をいいます。
- （6） 測定データ 測定機器を用いて計測された体組成データ、運動データその他のデータをいいます。

（利用条件）

第2条 本サービスは、お客様が、本規約に同意し、事務局指定の登録会員への登録又は登録更新の手続きを経ていただいた場合にのみ利用のお申込みができます。

2 申込者又は登録会員が、前項に定める条件を満たしている場合であっても、次の事由のいずれかに該当することが判明した場合には、本サービス利用のお申込み・ご利用をお断りする場合がありますので、お申込みをお控えください。

- （1） 妊娠、傷病その他の理由により医師の治療、指導等を受けていられる方で、当該治療、指導等に携わる医師の許可を得られていない場合
- （2） 本サービスにおいて用いる測定機器の使用に適さない場合（18歳未満の方、ペースメーカーを利用されている方）
- （3） 18歳未満で、本規約の申込につき親権者その他の法定代理人の同意を得られていない場合
- （4） 本サービスに適しない又は本規約を遵守していただけない合理的なおそれがあると、事務局が相当の根拠をもって判断した場合

## 第2章 本サービス及びその対価

（本サービスの内容）

第3条 事務局が提供する本サービスは、

- （1） 事務局が認める機能を有する測定機器を用いて、登録会員が適宜計測するご自身の測定データにつき、登録会員が本サービスシステムに記録のために送信した場合に、本規約に別に定める間、サービスシステム内に記録、保存すること
- （2） サービスシステム内に保存されている登録会員の測定データ又はこれを編集、加工したデータをインターネットを利用して登録会員に対して提供し、登録会員がご利用になるインターネット接続端末において表示（表、グラフ、画像その他の方法による場合を含む）すること
- （3） サービスシステム内に保存されている登録会員の測定データに基づく健康アドバイスその他の健康関連情報を提供することを内容とします。

（本サービスの種類）

第4条 本サービスにおいて使用する測定機器は活動量計、体組成計等とします。新規入会時に、活動量計を1台、事務局が登録会員に対して貸与します。

（本サービスの利用期間、更新）

第5条 本サービスの利用期間は、利用開始日から当該年度末までとします。

2 会員は、事務局から更新のご案内に係る通知を発した後、当該通知において指定した日までに事務局指定の更新手続きを経ることにより、引き続き本サービスをご利用いただくことができます。

3 前2項による更新後の利用期間は、当該年度末までとし、以後も同様とします。

（本サービス利用料等）

第6条 新規にサービスコースの登録を受けた会員（退会した後再度登録を受ける場合を含みます。）は当該年度末までの利用料として1000円（税込）を事務局に対して支払うものとします。

2 更新後の利用料は1000円（税込）とします。但し、本規約が変更され、第5条2項の更新の際変更後の規約の適用を受けるときは、変更後の規約に定められた利用料とします。

3 経済情勢、金融情勢の変動により、本条2項に定める利用料がその時点における物価水準と比較して著しく不相当となった場合、又は情報通信技術の変化等により、登録情報の安全管理のために要する費用が著しく増大した場合には、事務局は、利用料を相当な範囲で変更することができ、会員はあらかじめこれに同意

するものとします。

(本サービス利用料等の支払い方法)

第7条 事務局が別段のご案内をした場合を除き、本サービス利用料等の支払は、東神楽町の納入通知書、振込通知書にて行い、入会を希望する場合には指定の金融機関等で支払を行うものとします。ただし、その他の方法に変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。その場合には事務局が指定するホームページ等での周知を行います。

2 お支払いいただいた参加料及び本サービスの利用料等は、事由の如何にかかわらず返還いたしません。但し、本規約に別段の定めがある場合を除きます。

(測定機器の引渡等)

第8条 事務局は、本サービスの利用に必要な測定機器を、本規約締結の日以降に登録会員が事務局の指定する活動量計引渡場所に申込書と東神楽町納入通知書兼領収書とあわせて持ってくることにより引き渡しを行います。ただし、その他の方法に変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。その場合には事務局が指定するホームページ等での周知を行います。

2 測定機器の所有権は東神楽町とし、会員には貸与することとします。

3 登録会員が、本規約に基づいて、事務局から測定機器を購入する場合、測定機器の売主は、事務局となり、登録会員はこのことにつきあらかじめ承諾します。

(本サービス内容の変更)

第9条 事務局は、本規約に定める方法によってあらかじめ登録会員に通知することにより、サービスの内容種類を変更することがあります。この場合、通知以降登録会員は、任意の選択により、従来の本サービスの利用を継続するか、登録情報の更新を行い変更された本サービスを利用することができます。変更された本サービスを利用した後は、従来の本サービスへ変更することはできません。

(付随サービスの利用)

第10条 登録会員は、今後、事務局が開発する新たなコンテンツ等の付随サービスを、別途定める規約に同意していただくことにより、利用することができます。付随サービスを利用するに際し、別途定める規約に定めのない事項については、本規約が適用されます。

### 第3章 本規約の申込及び成立

(申込)

第11条 本規約の申込は、申込書を用いて所定事項を事務局に提出することにより行うものとします。

(会員登録)

第12条 お客様が、前条の申込を行う場合、本規約にご同意いただくとともに、本条に定める会員登録を行い、任意にIDとパスワードを設定していただきます。

2 前項の会員登録は、会員登録を希望されるお客様が記載した申込書を基に事務局でサービスシステムの誘導に従ってすべての必要な情報の登録をなした時点で、完了するものとします。

3 前項の手続きに従い設定したID及びパスワードは、前条の申込の他、付随契約の申込、パスワード変更等の登録情報の更新その他事務局と登録会員との間の取引の際に用いられるものとします。

4 登録会員がID及びパスワードを用いて行った、本規約の申込、本サービスのコース変更等の情報は、登録情報としてサービスシステムに記録されます。

5 本規約が成立に至らない場合、又は、本規約が終了した場合、事務局は、その会員登録を抹消するものとします。

(本規約の成立)

第13条 本規約は、事務局が、登録会員より本規約に定めた本規約の申込を受付した後、登録会員に対して承諾の通知を発したときに成立します。承諾の通知は、活動量計を引き渡すことにより行うものとします。

### 第4章 事務局の義務

(善管注意義務等)

第14条 事務局は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスの提供に必要なサービスシステムその他設備の管理を行い、登録会員に、本サービスを提供いたします。

2 事務局は、本サービスで提供するデータ及び情報につき、できる限り正確であるよう配慮するものとしませんが、その正確性、完全性、本サービスを利用する登録会員の目的への適合性その他の有用性が保証されているものではありません。

3 事務局は、会員が事務局のサービスシステムに所定の方法で送信し登録した測定データを、当該会員が会員資格を有する間保存し会員の利用に供するものとします。ただし、保存された測定データが当該測定データに係る会員の健康管理等のために必要と考えられる合理的期間が経過した後は、当該会員が会員資格を有する間であっても、事務局の判断により、予め当該会員に通知を行ったうえで、サービスシステム内に記録、保存されているデータを消去することができるものとします。また、会員が何らかの事由により会員資格を喪失した後であっても、法令等により認められる限度で事務局は、当該会員の測定データを継続してサービスシステム内に保存することができるものとします。

(測定機器の修理等)

第15条 事務局は、本規約に従い事務局が販売する測定機器に瑕疵があった場合又は登録会員が測定機器に添付された保証書の無料修理規定において定められた摘要条件を満たした場合は、保証書において定められた保障期間内は、無償で測定機器の修理又は良品との交換を行います。当該修理又は交換のために直接生じる費用は、事務局が負担するものとします。

(システム障害等の際の免責及び対応)

第16条 事務局は、次の各事由により、登録会員に事前に通知することなく、一時的に、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあり、この場合には、これに起因する登録会員又は第三者が被った損害に関し、本規約に別段の定めのある場合を除き、一切責任を負いません。また、本サービスを利用するために登録会員が準備したインターネット接続環境又はインターネット接続端末に起因して本サービスの提供がなされない場合には、事務局はこれによる責任を負わないものとします。

(1) サービスシステムその他本サービスを提供するために事務局が設置した設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合

(2) 災害、暴動、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合

(3) コンピュータウイルス等悪意あるプログラムのサービスシステムへの侵入、サービスシステムを構成するサーバーへの過度のアクセス集中その他運用上又は技術上の問題により本サービスの提供ができなくなった場合

(4) 裁判所の命令若しくは法令に基づき、本サービスの提供の停止を命じられ又は本サービスの提供に必要なサービスシステムの使用の停止を招来する強制的な処分を受けた場合

(5) その他事務局の責めに帰すべからざる事由によって、サービス提供を停止せざるをえなくなった場合

2 事務局は、前項の各事由が発生した場合は、遅滞なく必要な対応をとり迅速にサービス再開に努めるとともに、速やかに、登録会員にその旨の通知をするものとします。

(損害賠償の制限)

第17条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、事務局が登録会員に対して負う損害賠償責任の範囲は、事務局の責めに帰すべき事由により又は事務局が本規約に違反したことが直接の原因で登録会員に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、事務局に故意又は重過失なき限り本サービスの12か月分を超えないものとします。但し、事務局の責めに帰すべき事由又は事務局の本規約違反が、事務局の故意又は重大なる過失に基づく場合は、この限りではありません。

## 第5章 登録会員の義務

(本サービス及び測定機器の利用等)

第18条 登録会員は、ご自身の健康状態、外部環境その他の条件をご考慮のうえ、ご自身の自由な選択、判断、意思の下で、本サービスのご利用を開始します。本サービスを利用したため、医師による適切な診療を受けることができなかつたなど、登録会員が本サービスを利用した目的を沿うものではなかつたために登録会員が被った損害については、事務局は、一切責任を負わないものとします。

2 測定機器は、測定機器に添付するご利用説明書及びサービス提供者の指示に従って利用してください。これに反した利用をしたために登録会員が被った損害については、事務局は、一切の責任を負わないものとします。

3 登録会員は、自らの責任と負担において、本サービスを利用するために必要となるインターネット接続環境及びインターネット接続端末を準備し利用するものとします。

(ID等の管理)

第19条 登録会員は、自身のID及びパスワードを、第三者に譲渡、貸寄、使用の許諾その他の処分をしてはならず、本規約に定める正当な利用のためにする場合を除き、第三者に開示漏洩その他第三者がこれを知ることができる状況に置くことのないよう善良なる管理者の注意をもって厳重に管理しなければなりません。

2 第1項の義務を怠ったことにより、又は事務局が申請したにもかかわらずID又はパスワードの変更を行わないことにより、登録会員自身又はその他の者が損害を被った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。ただし、事務局の故意又は過失により、登録会員のID及びパスワードが第三者に利用された場合は、この限りではありません。

(届け出)

第20条 登録会員は、当該会員の登録情報について変更が生じた場合には、速やかに登録情報の更新手続きに基づき、現在情報への変更を行うものとします。登録会員により登録情報の更新手続きがなされないことにより登録会員が被る一切の損害、損失については登録会員が負担するものとします。

(その他禁止行為)

第21条 登録会員は、次の各行為をしてはなりません。

- (1) 不正又は営利の目的をもって本サービスを利用すること
  - (2) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (3) 他の登録会員が行う本サービスの適切な利用を妨害する一切の行為
  - (4) 事務局若しくは第三者の著作権等の財産権その他の権利を侵害し又はそのおそれのある行為
  - (5) 第三者に対して本サービスを利用させる行為
  - (6) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉・信用を毀損する行為
  - (7) その他第三者に不当に不利益を与える行為
  - (8) コンピュータウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又は掲載する行為
  - (9) 事務局が提供したドライバソフトウェア又は測定機器に組み込まれたソフトウェアにつき、改変し又はリバースエンジニアリングに該当する行為をなすこと
  - (10) その他事務局の業務を妨害する行為
- 2 事務局が前項の行為を発見した際は、当該行為を行った登録会員につき、事前の通知なく本サービスの提供を停止するとともに、当該行為及び当該行為によって生じた損害又はその危険等を除去するため必要な行為をとることができるものとします。

(損害賠償)

第22条 登録会員が、故意又は過失により、本規約に定める登録会員の義務に違反された場合、事務局は、これにより事務局が被った損害について、賠償を求めることがあります。

## 第6章 本規約の終了

(本規約の終了)

第23条 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係は利用期間の満了により満了日に終了するものとします。

(解約及び返品)

第24条 登録会員は、事務局所定の方法によって手続きをすることにより本規約のうち本サービスの提供にかかる部分を解約することができます。但し、この場合において既に支払われている本サービスの利用料は返却しません。

(解除)

第25条 事務局は、登録会員が次の各事由に該当した場合に、書面により相当期間を設けて催告を行い、それでも登録会員が当該事由を解消されない場合は、書面により、将来にむかって本規約を解除することができます。

(1) 本規約に定める登録会員の義務を怠った場合

(2) その他登録会員が本サービスの利用につき、事務局若しくは第三者に対し、損害を与える行為を行った場合

2 登録会員は、事務局が次の各事由に該当した場合に、書面により相当期間を設けて催告を行い、それでも事務局が当該事由を解消しない場合は、書面により本規約の解除をすることができます。既にいただいた本サービス利用料等を事務局が保持することが、社会通念に照らして著しく不当と認められる場合には、合理的な範囲で、同会員の返還を致します。

(1) 何らの合理的理由もなく本サービスの提供を停止した場合

(2) やむを得ない事由により本サービスの提供を停止した場合において、1ヶ月以上サービス提供が開始されない場合

(3) その他本規約に定める事務局及びサービス提供者の義務に違反し、登録会員に著しい損害を現に与え又は与えるおそれがある場合

## 第7章 個人情報

(個人情報)

第26条 事務局は、登録会員の個人情報を本サイト上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 事務局は、本サービスに関連して取得した個人情報を次の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1) 本サービスを提供・運営すること

(2) 本サービスの利用状況の調査・確認を行うこと

(3) 登録会員への通知を行うこと

(4) 個々の登録会員に、事務局が提供する本サービスその他これに関連するサービス、事務局が提携する事業者が提供する人の体調や健康の管理・維持増進・改善、食生活及びその改善、美容、スポーツ又は保養に関連する商品、サービスの情報又はその他これらに関連するご案内をお送りすること

(5) 本サービスレベルの維持向上を図るためアンケート調査、及び分析を行うこと

(6) 利用目的の変更等の際に登録会員から同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話をすること

(7) その他登録会員から得た同意の範囲内で利用（第三者との共同利用を含みます。）すること

- 3 事務局は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託先に委託することが出来るものとします。

## 第8章 雑則

(著作権等)

第27条 本サービスを構成し、又は本サービスに含まれるすべてのコンテンツ、ソフトウェアプログラム、デザイン、画面情報、商標、ロゴ等についての著作権、商標権、意匠権、その他の知的財産は、事務局に帰属又は管理に属するものとします。

- 2 登録会員は、本サービスを通じて提供されるいかなるデータ、情報についても、私的な使用を超えてこれを複製し、改変し、翻案し、頒布し、譲渡し、公衆送信し、その他使用、利用、収益、処分を行わないものとします。

- 3 登録会員が、本サービスのご利用に際して事務局に提供した測定データに著作物性がある場合、当該情報についての著作権は、事務局への提供と同時に事務局に移転したものとみなされるものとします。

(本規約の変更)

第28条 事務局は、あらかじめ登録会員に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、通知に別段の定めある場合を除き、通知の効力が生じた時に変更の効力が生じるものとします。

(通知)

第29条 事務局から登録会員への通知は、本規約に特段の定め又は法令等の規制がない限り、通知内容を電子メール、書面又は事務局ホームページに掲載するなど、事務局が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の通知は、本規約に特段の定めがない限り、電子メールの場合は、登録会員のメールサーバー上のメールボックスに記録された時、書面の場合は、登録会員に到達した時、ホームページへの掲載の場合は、掲載された時からその効力を生じます。

(準拠法及び合意管轄)

第30条 本規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

- 2 本規約又は本サービスに関し、登録会員と事務局との間で、訴訟等の必要が生じた場合は札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所と致します。

2017年4月1日発効